

名古屋市達第25号

財 政 局

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第5条第2項中「、固定資産評価員」を削る。

附 則

この達は、令和7年7月4日から施行する。